

高松市監査委員告示第12号

監査結果（定期監査・行政監査）に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和8年3月31日

高松市監査委員	木	田	一	彦
同	大	西		均
同	香	川	洋	二
同	造	田	正	彦

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知一覧

措置通知 No.	監査実施年度	告示日	告示番号※	区分※	項目	公表文該当ページ	所管課等		措置通知日
1	R7	R7.6.30	第24号	指摘	行政財産の目的外使用許可に係る電気料金の適正な算定について	P11	創造都市推進局	美術館美術課	R8.3.3

※ 告示番号 …… 高松市監査委員告示の番号

※ 指摘 …… 条例や規則等に違反しているか、著しく適切さを欠くと判断したもの。

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.1

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	令和7年度／創造都市推進局		
告示番号	高松市監査委員告示第24号	告示日	令和7年6月30日
区分	指 摘		
指摘の項目	行政財産の目的外使用許可に係る電気料金の適正な算定について		
指摘の内容	行政財産の目的外使用許可に係る電気料金については、行政財産の目的外使用許可に関する取扱基準に基づき、許可日前の直近1年間の実績額により、適正に算定された い。		
公表文該当 ページ	P11		

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和8年3月3日
所管課等	創造都市推進局 美術館美術課
措置結果	本件指摘事項に係る電気料金については、令和8年1月の行政財産の目的外使用許可申請において、行政財産の目的外使用許可に関する取扱基準に基づき、許可日前の直近1年間の実績額により算定し、徴収した。